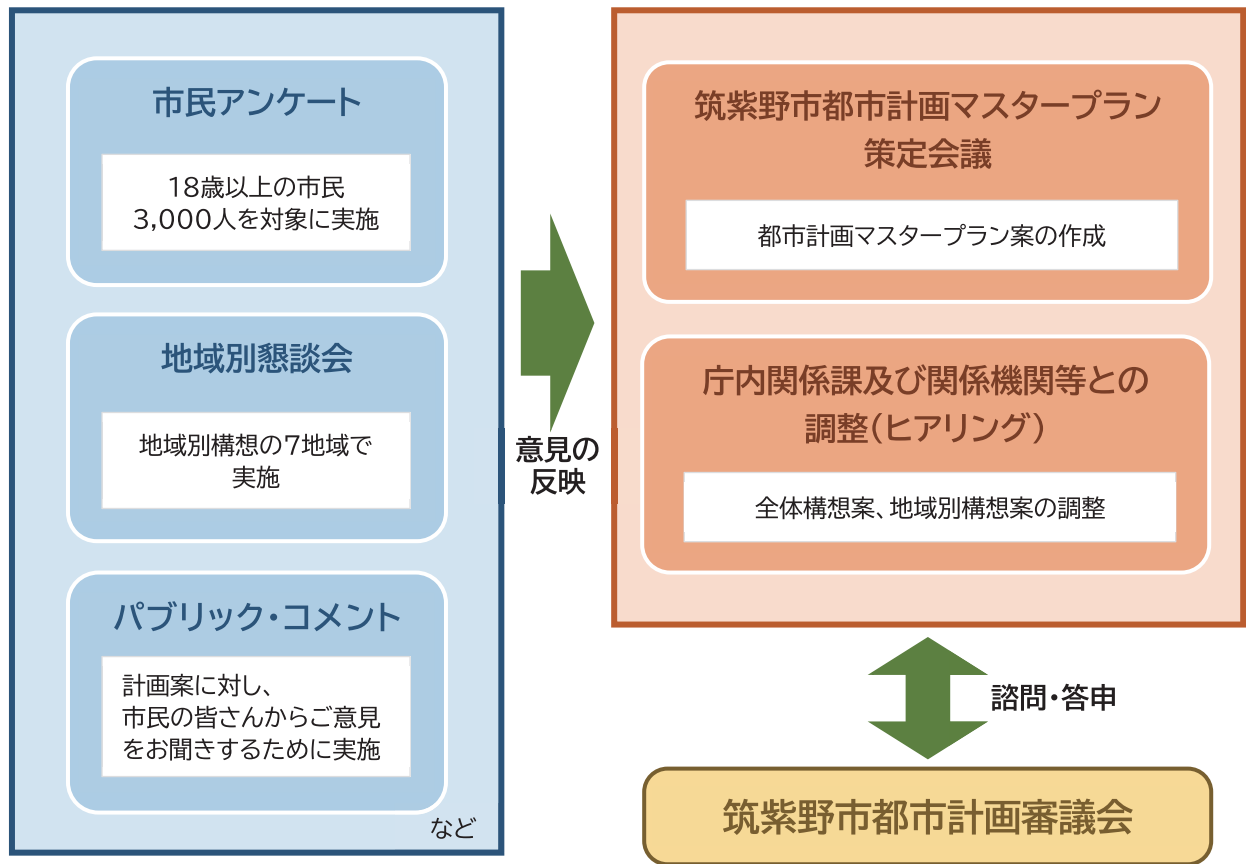


參考資料編

1. 第二次筑紫野市都市計画マスタープラン 中間見直しの策定経過

時期	項目	内容	
令和5年	6月	筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会 報告	第二次筑紫野市都市計画マスタープランの中間見直しについて
	11月	筑紫野市都市計画審議会	概要説明、スケジュールの報告 など
	11月	市民アンケート	お住いの地域のまちづくりの課題や方向性などについてアンケートを実施
令和6年	3月	筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会 報告	第二次筑紫野市都市計画マスタープランの中間見直しの進捗について
	7月	筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	概要説明、スケジュールの報告 など
	10月～11月	地域別懇談会実施 (7コミュニティ)	地域のまちづくりの方針 意見聴取(二日市、二日市東、山口、御笠、山家、筑紫、筑紫南の各コミュニティで実施)
令和7年	1月	筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	市民アンケート結果の報告 全体構想の見直し案の検討 など
	1月	筑紫野市都市計画審議会	市民アンケート結果の報告 地域別懇談会の報告 など
	3月	筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会 報告	第二次筑紫野市都市計画マスタープランの中間見直しの進捗について
	5月	筑紫野市都市計画審議会	全体構想の見直し案 意見聴取 など
	6月	筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	全体構想の見直し案の確認 地域別構想の見直し案の検討 など
	7月～8月	地域別構想フィードバック (7コミュニティ)	地域別構想の見直し案 報告(二日市、二日市東、山口、御笠、山家、筑紫、筑紫南の各コミュニティで実施)
	8月	筑紫野市都市計画審議会	地域別構想の見直し案 意見聴取 など
	9月	筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会 報告	第二次筑紫野市都市計画マスタープランの改定案について
	10月～11月	パブリック・コメント	改定案に対する意見募集を実施
令和8年	1月	筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	地域別構想の見直し案の確認 パブリック・コメントの結果報告
	2月	筑紫野市都市計画審議会	パブリック・コメントの結果報告 改定案の審議
	3月	筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会 報告	第二次筑紫野市都市計画マスタープランの改定について

2. 第二次筑紫野市都市計画マスタープランの見直し体制



3. 市民アンケート

■概要

- ・お住まいの地域のまちづくりの課題や方向性などについて、どのように感じているかをお聞きし、今後のまちづくり方針を定める基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

調査対象	18歳以上の市民のうち、無作為に抽出した3,000人
実施期間	令和5年11月13日 ~ 令和5年11月30日
調査結果	回答者数1,261人（回答率42.0%）

■結果要約

(設問)「お住まいの地域」は、将来、どのような地域になればよいと思いますか。

(結果)「公共交通が充実し、徒歩での移動が安全で、歩いて暮らせる地域」、「誰もが住み慣れた地域で安心して医療・福祉サービスを受けられる地域」、「店舗、飲食店など、生活に便利な施設が身近に充実した地域」の割合が多くなっています。

(設問)「お住まいの地域」の生活基盤整備に対する現状の満足度、将来的なまちづくりの優先度について

(結果)「歩行者が歩きやすい歩道の整備」、「街灯の設置などの防犯に関する対策」、「鉄道・バス等の公共機関の充実」や「車が走りやすい道路の整備」の項目について、満足度が低く、優先度が高くなっています。(重点的に取り組む必要があります。)

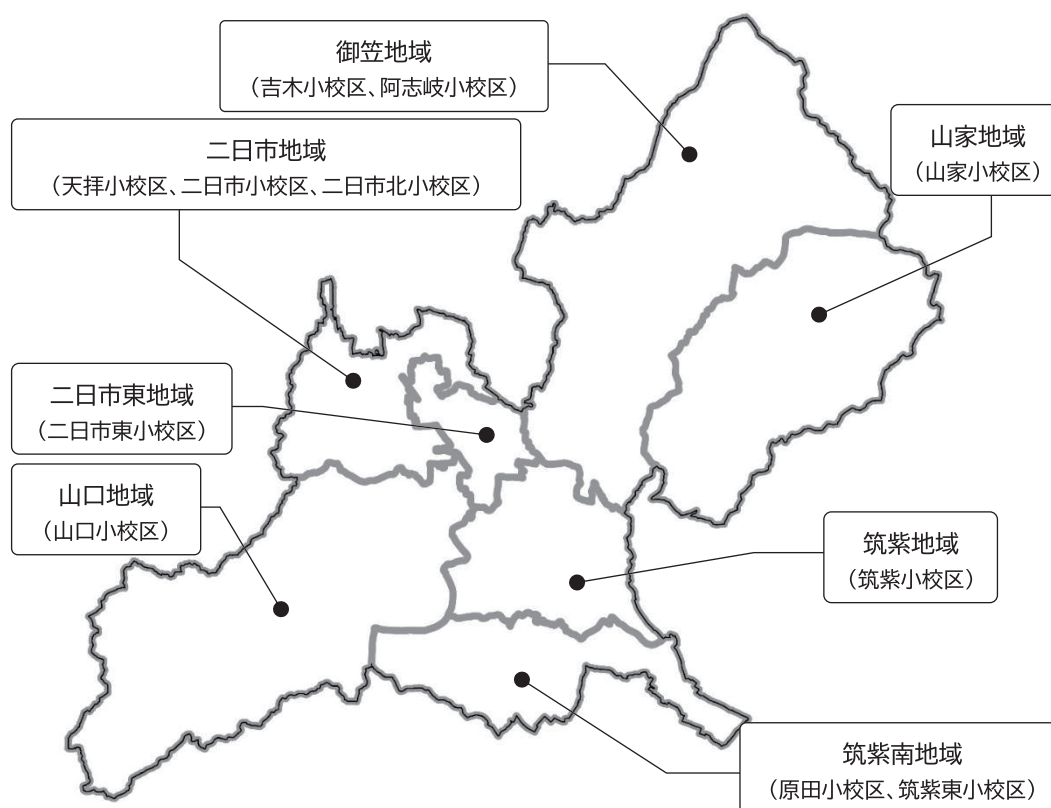
4. 地域別懇談会

■概要

- ・地域別懇談会を開催し、地域のまちづくり方針などについて、意見交換を行いました。

地域	開催年月日	開催場所
二日市地域	令和6年11月19日	二日市コミュニティセンター
二日市東地域	令和6年11月20日	二日市東コミュニティセンター
山口地域	令和6年10月8日	山口コミュニティセンター
御笠地域	令和6年10月30日	御笠コミュニティセンター
山家地域	令和6年10月21日	山家コミュニティセンター
筑紫地域	令和6年11月28日	筑紫コミュニティセンター
筑紫南地域	令和6年11月22日	筑紫南コミュニティセンター

- ・令和7年7月から8月に、地域別構想の見直し案について説明を行いました。



5. パブリック・コメント

■概要

- ・第二次筑紫野市都市計画マスタープランの改定案について、まちづくりに対する市民の声を幅広く募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和7年10月20日 ~ 令和7年11月19日
意見の提出者数	2人

6. 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議

■審議過程

会議名	開催年月日	内容
第1回 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	令和6年7月30日	概要説明、スケジュールの報告 など
第2回 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	令和7年1月27日	市民アンケート結果の報告 全体構想の見直し案の検討 など
第3回 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	令和7年6月3日	全体構想の見直し案の確認 地域別構想の見直し案の検討 など
第4回 筑紫野市都市計画マスタープラン策定会議	令和8年1月20日	地域別構想の見直し案の確認 パブリック・コメントの結果報告

7. 筑紫野市都市計画審議会

■審議過程

会議名	開催年月日	内容
令和5年度 第2回 筑紫野市都市計画審議会	令和5年11月27日	概要説明、スケジュールの報告 など
令和6年度 第1回 筑紫野市都市計画審議会	令和7年1月30日	市民アンケート結果の報告 地域別懇談会の報告 など
令和7年度 第1回 筑紫野市都市計画審議会	令和7年5月8日	全体構想の見直し案 意見聴取 など
令和7年度 第2回 筑紫野市都市計画審議会	令和7年8月19日	地域別構想の見直し案 意見聴取 など
令和7年度 第3回 筑紫野市都市計画審議会	令和8年2月6日	パブリック・コメントの結果報告 改定案の審議

8. 用語解説

	用語	解説
あ	AIデマンド交通	利用者の予約に合わせて、AIが運行ルートや配車を自動で最適化する乗合交通サービスです。固定路線・時刻に縛られず、必要なときに必要な場所へ運行します。
	エヒメアヤメ	アヤメ科の小さな花で、本州の中国地方、四国の瀬戸内海沿岸域、九州の山地草原、朝鮮・中国に分布しています。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業者・地権者等の主体的な取組みの事です。
	オープンスペース	公園、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等の事です。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとって排出量を実質的にゼロの状態とすることです。
	合併処理浄化槽	生活排水及びし尿を併せて処理できる浄化層の事です。
	既成市街地	建物や道路などが集積し、既に市街地が形成されている地域の事です。
	共助	自主防災組織や高齢者の見守りなど地域住民が協力し合って助け合うことです。
	建築協定	地域の皆さんが自らの手で建築物に関するルールを定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度の事です。
	広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路の事です。
	公共公益施設	道路、公園、広場、河川などの公共施設及び教育施設、医療施設、行政サービス施設、鉄道施設などの公益施設の事です。
	公助	自治体や警察、消防による救助・援助や介護・医療など市民共通の福祉サービスなどの公的支援の事です。
	交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する施設(鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など)の事です。
	国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象に、5年に一度実施される統計調査の事です。
	コミュニティバス	公共交通の空白地域、不便地域の地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運営するバスの事です。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、だれもが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることです。

	用語	解説
さ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで。農林漁業用の建物や公共施設などを除き、原則として建築行為は規制されます。
	市街地再開発事業	市街地内の老朽化した木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行う事業のことで
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する任意の防災組織のことで
	自助	災害への事前の備えや健康管理など、自分で自分を守り、自分でできることは自分ですること
	集約型都市づくり	環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある生活を身近なまちなかでおくれる都市を形成するための取り組みのことで
	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載されている住民票を編成したもので
	重要水防箇所	洪水時に危険が予想され重点的な巡視点検が必要な箇所のことで
	準都市計画区域	都市計画区域外における無秩序な開発を抑制し、必要な土地利用の整序を行うために指定する区域のことで
	生活利便施設	スーパー、コンビニ、病院、金融機関、学校、福祉施設など、日常生活において必要となる施設のことで
た	地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路や公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のことで
	治水事業	災害、土砂災害の被害を軽減するために、堤防やダム・放水路、砂防えん堤、下水道などを整備する事業のことで
	低炭素化	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出が少ない産業・社会システムを構築する取り組みのことで
	特別用途地区	用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など特別な目的のため、用途地域を補完する形で指定するもので
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況から、都市の発展を見通し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことで

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

二日市

二日市東

山口

御笠

山家

筑紫

筑紫南

第五章

参考資料

	用語	解説
た	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の中の道路のことです。
	都市公園	都市計画区域内に設置されている、都市公園法に定められる公園または緑地のことです。
	土地の高度利用	空き家や未利用地、低層建物密集地などの土地において、その土地の潜在需要を引き出し、都市機能の向上を図ることです。
な	日常生活圏	日常生活を営むために行動する範囲・地域のことです。
は	ハザードマップ	災害に備えて、市民の皆さんに防災に関する情報を提供する図書のことです。
	バリアフリー	道路や建物、各種設備等の構造、仕様、操作性などを改善、改良し、社会生活における様々な障壁・障がい無くしていくことです。
	ベッドタウン	都市圏の中核となる大都市の近郊にあり、大都市へ通勤・通学する者の居住地となっている住宅地域のことです。
	ほ場整備	耕地区画の整備や、耕地の集団化を実施する事業のことです。
や	優良農地	生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のことです。
	ユニバーサルデザイン	計画設計から全ての人が共通して利用できるようにデザインする考え方のことです。
	用途地域	無秩序な土地利用を防ぐため、建築物の用途・容積率・建ぺい率等について制限を行うものです。住居系・商業系・工業系など13種類に区分されます。
ら	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防、ダムの整備などの対策とともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

二日市

二日市東

山口

御笠

山家

筑紫

筑紫南

第五章

参考資料

第二次筑紫野市都市計画マスタープラン

平成28年3月 策定

令和 8年3月 改定

編集・発行 筑紫野市 建設部 都市計画課

福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号

電話(代表)092-923-1111